

下野市の高齢者福祉サービスをご紹介します



★下野市にお住まいの方を対象として実施しています

★詳しいお問い合わせやお申し込みは、高齢福祉課までお気軽にどうぞ！

下野市役所 健康福祉部 高齢福祉課

〒329-0492 下野市笹原 26 番地 TEL0285-32-8904 FAX0285-32-8602

■ねたきり老人等介護手当事業

在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者を介護している方に、月額 3,000 円の介護手当を支給します（支給月：9 月、3 月）

【対象者】在宅で要介護 2~5 の方または重度の認知症の方と同居し、主に介護をしている方（※要介護 2・3 の方は、重度の認知症の方が対象です）

※施設入所や医療機関に長期入院した時は対象外となります

■配食サービス

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方を対象に、昼食時にお弁当の配達をしながら安否確認を行います

【対象者】概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯で食事の調理が困難な方等

【料金等】1 食 300 円 配食回数は最大週 3 回（月・水・金曜日）で希望する曜日に配達（市が弁当代の 350 円分を負担）

※安否確認のため、お弁当はご本人が直接受け取っていただくことが必要です

■安否確認・緊急通報システム貸与事業

ひとり暮らしの高齢者等で特に体調等に不安を感じている方を対象に、緊急時に応える安否確認機能のついた緊急通報システム機器（通報機器、見守りセンサー、ペンダント型発信機）の貸与を行います

【対象者】概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方、またひとり暮らしの身体障がい者の方で、身体障害者手帳 1・2 級に該当する方

【料金等】月額 300 円（固定電話回線使用機器）／月額 800 円（携帯電話回線使用機器）

※設置の際は、緊急連絡先（親族、協力者等）の登録が必要になります

■ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業

在宅等で常に紙おむつまたは尿取りパットを使用している下記対象者の方に、月 3,000 円分の紙おむつ購入券を給付します

【対象者】

①満 65 歳以上で、ねたきりの状態または認知症のため介護保険の要介護 2~5 の認定を受け常に紙おむつを使用している在宅の方、及び医療機関に入院している方。（※要介護 2・3 の方は、重度の認知症もしくは障がい等によりねたきりの方が対象です）

②身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳の交付を受け、常時紙おむつを使用している方

※入院する医療機関によって紙おむつの持ち込みができない場合もありますので、ご確認ください
※施設入所の方は対象外となります

■日常生活用具給付事業

日常生活に不安のあるひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の方に、日常生活用具を給付・貸与することにより、安心した生活や心身機能の維持向上を図ります

○給付品：電磁調理器、火災警報器、自動消火器、T 字杖

○貸与品：緊急通報システム事業の利用のために必要な電話機

【対象者】心身機能の低下により日常生活に不安のある、概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の方で、生活保護法による被保護世帯の方、もしくは所得税非課税世帯の方

【料金等】所得状況により費用の一部を負担していただきます

■徘徊高齢者等あんしんサービス事業

徘徊行動等により所在不明となる可能性がある認知症の方や障がい者の方を早期に発見できる位置検索システムの活用により、ご本人の安全を確保することで家族介護者が安心して介護できる環境を整えます

＜サービス内容＞

- G P S 機器を利用し、対象者の現在位置を探索するシステムについて利用費用を助成します。
 - ・機器導入の初期費用について 7,000 円 × (消費税率) を上限に市が助成します
 - ・毎月の利用料を市が 1 月当たり 800 円 × (消費税率) を上限に助成します。利用者は残りの利用料と位置検索等の別途サービス料のご負担となります
- 連絡先の確認等が迅速にできる QR コード付きシールまたはアイロンプリントを配布します（持ち物等に貼って使用）
 - ・利用者負担額は、シール：年額 1,100 円、アイロンプリント：年額 1,320 円です。

【対象者】

- ・要介護、要支援の認定を受け、徘徊等が見られる方を在宅で介護している方
- ・所在が不明となるおそれがある障がい児・者の方を在宅で介護している方

■生活支援ホームヘルプサービス事業

身寄りのない高齢者（介護保険非該当者）で、在宅のひとり暮らしの方または市内医療機関に入院中の方にホームヘルパーを派遣し、必要な生活援助サービスを提供します（週 1 回程度、1 回当たり 1.5 時間までの利用）

【対象者】

親族による支援を受けることができない、概ね 65 歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

- ・ひとり暮らしの方で介護保険非該当の方
- ・市内医療機関に入院中の方で、この事業と同様のサービス又は代替サービスを受けることができない方



■高齢者外出支援事業

通院等で交通機関を利用する事が困難な高齢者の方に、外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンド交通利用券（年間 10 枚）を交付します

【対象者】 デマンド交通（おでかけ号）登録者で 75 歳以上の方（年度内に 75 歳になる方を含む）

■声かけふれあい収集事業

高齢や障がい等により、ご自身で家庭ごみを指定のごみステーションに出すことが困難な方々に対し、見守りのためにご自宅に訪問して、同時に家庭ごみを回収します

【対象者】

- 次のいずれかの方のみで構成される世帯の方
- ・65 歳以上で要介護認定を受けている方
 - ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級に該当する方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級に該当する方
 - ・療育手帳 A1・A2 に該当する方
- ※自力でごみを出すことが困難で、親族や近所などからの支援を受けることが難しい状況の方が対象となります

2023 年 4 月現在

